

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省令の整備に関する省令（以下「共管整備省令」という。）関係

○農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第五号）（共管整備省令第一条関係）

改正後	改正前
<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすること。</p> <p>四 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすること。</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第十四条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。</p> <p>四 規則第十四条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。</p> <p>五 規則第十四条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。</p> <p>イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二</p>	<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。</p> <p>四 農地等の土壤の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。</p> <p>四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。</p> <p>五 規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。</p> <p>イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二</p>

十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ イの場合以外の場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一・二 (略)

2 前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努

十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ イの場合以外の場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一・二 (略)

(新設)

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措

めなければならぬ。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、クロロピクリンを含む農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(削る)

置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

別表第一(第七条関係)

- 一| S—(四—クロロベンジル)—N・N—ジエチルチオカーバ
メート(別名ベンチオカーブ又はチオベンカルブ)を含むする
製剤
- 二| ニ—アミノ—三—クロロ—一—四—ナフトキノ(別名AC
N)を含むする製剤
- 三| 三—アリルオキシ—一—二—ベンゾイソチアゾール—一—
—ジオキシド(別名プロベナゾール)を含むする製剤
- 四| ニ—イソプロピルフェニル—N—メチルカーバメート(別名
MIPC又はイソプロカルブ)を含むする製剤
- 五| ニ—メチル—四—クロロフェノキシ酢酸エチル(別名MCP
Aエチル)を含むする製剤
- 六| ニ—メチル—四—クロロフェノキシチオ酢酸—S—エチル—
別名MCPAチオエチル)を含むする製剤
- 七| ニ—メチル—四—クロロフェノキシ酢酸ナトリウム(別名M
CPAナトリウム塩)を含むする製剤
- 八| エチル—五—(四・六—ジメトキシピリミジン)—二—イルカ
ルバモイルスルファモイル)—一—メチルピラゾール—四—カ
ルボキシラート(別名ピラゾスルフロンエチル)を含むする製
剤
- 九| O—エチル—O—(三—メチル—六—ニトロフェニル)セコ
ンダリ—ブチルホスホリアミドチオエート(別名ブタミホス)
を含むする製剤
- 十| S—エチルヘキサヒドロ—一—H—アゼピン—一—カーボチオ

- エート（別名モリネット）を含有する製剤
- 十一 (一RS・二SR・四SR)―一・四―エポキシ―p―メ
ンター―二―イル―二―メチルベンジル―エーテル（別名シンメ
チリン）を含有する製剤
- 十二 S―四―クロロ―N―イソプロピルカルバニロイルメチル
―O・O―ジメチル―ホスホロジチオアート（別名アニロホス
）を含有する製剤
- 十三 三―（四―クロロ―五―シクロペンチルオキシ―二―フル
オロフェニル）―五―イソプロピリデン―一・三―オキサゾリ
ジン―二・四―ジオン（別名ペントキサゾン）を含有する製剤
- 十四 四―クロロ―二―（ α ―ヒドロキシベンジル）イソニコ
チンアニリド（別名イナベンフィド）を含有する製剤
- 十五 (RS)―二―〔二―（三―クロロフェニル）―二・三―
エポキシプロピル〕―二―エチルインダン―一・三―ジオン（
別名インダノファン）を含有する製剤
- 十六 四―（二―クロロフェニル）―N―シクロヘキシル―N―
エチル―四・五―ジヒドロ―五―オキソ―一H―テトラゾール
―一―カルボキサミド（別名フェントラザミド）を含有する製
剤
- 十七 (E)―(S)―一―（四―クロロフェニル）―四・四―
ジメチル―二―（一H―一・二・四―トリアゾール―一―イル
）ペンター―一―エン―三―オール（別名ウニコナゾールP）を
含有する製剤
- 十八 (二RS・三RS)―一―（四―クロロフェニル）―四・
四―ジメチル―二―（一H―一・二・四―トリアゾール―一―
イル）ペンタン―三―オール（別名パクロブトラゾール）を含
有する製剤
- 十九 一―（二―クロロベンジル）―三―（一―メチル―一―フ
エニルエチル）ウレア（別名クミルロン）を含有する製剤
- 二十 三―（二―クロロ―四―メシルベンゾイル）―二―フェニ
ルチオビシクロ〔三・二・一〕オクタ―二―エン―四―オン（

別名ベンゾビシクロン)を含有する製剤
二十一 二―メチル―四―クロロフェノキシ酪酸エチル(別名MCPBエチル)を含有する製剤
二十二 O・O―ジイソプロピル―S―ベンジルチオホスフェート(別名IBP)を含有する製剤
二十三 N・N―ジエチル―三―メシチルスルホニル―H―一・二・四―トリアゾール―一―カルボキサミド(別名カフエンストロール)を含有する製剤
二十四 一―「二―(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル」―三―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イール)尿素(別名シクロスルフアムロン)を含有する製剤
二十五 二・三―ジクロロ―四―エトキシメトキシベンズアニリド(別名エトベンザニド)を含有する製剤
二十六 (RS)―二―(二・四―ジクロロ―m―トリルオキシ)プロピオンアニリド(別名クロメプロップ)を含有する製剤
二十七 二―「四―(二・四―ジクロロ―m―トルオイル)―一・三―ジメチルピラゾール―五―イールオキシ」―四―メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)を含有する製剤
二十八 三―「一―(三・五―ジクロロフェニル)―一―メチルエチル」―三・四―ジヒドロ―六―メチル―五―フェニル―二―H―一・三―オキサジン―四―オン(別名オキサジクロメホン)を含有する製剤
二十九 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸エチル(別名二・四―PAエチル又は二・四―Dエチル)を含有する製剤
三十 二―「四―(二・四―ジクロロベンゾイル)―一・三―ジメチルピラゾール―五―イールオキシ」アセトフェノン(別名ピラジキシフェン)を含有する製剤
三十一 四―(二・四―ジクロロベンゾイル)―一・三―ジメチル―五―ピラゾリル―p―トルエンスルホネート(別名ピラゾレート)を含有する製剤
三十二 二・三―ジヒドロ―三・三―ジメチルベンゾフラン―五

三十三	二・六―ジブプロモ―二―メチル―四―トリフルオロメ トキシ―四―トリフルオロメチル―一・三―チアゾール―五― カルボキシアニリド(別名チフルザミド)を含有する製剤
三十四	O・S―ジメチル―N―アセチルホスホロアミドチオエ ート(別名アセフェート)を含有する製剤
三十五	S・S―ジメチル―二―ジフルオロメチル―四―イソ ブチル―六―トリフルオロメチルピリジン―三・五―ジカルボ チオアート(別名ジチオピル)を含有する製剤
三十六	一―(α・α―ジメチルベンジル)―三―(パラトリル)尿素(別名ダイムロン)を含有する製剤
三十七	三―(ジメトキシホスフィニルオキシ)―N―メチル― シス―クロトンアミド(別名モノクロトホス)を含有する製剤
三十八	一―(四・六―ジメトキシ―一・三・五―トリアジン― 二―イル)―三―「二―(二―メトキシエトキシ)フェニルス ルホニル」尿素(別名シノスルフロン)を含有する製剤
三十九	一―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)―三 ―(二―エトキシフェノキシスルホニル)尿素(別名エトキシ スルフロン)を含有する製剤
四十	一―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)―三― 「一―メチル―四―(二―メチル―二H―テトラゾール―五― イル)ピラゾール―五―イルスルホニル」尿素(別名アジムス ルフロン)を含有する製剤
四十一	一・二・五・六―テトラヒドロピロロ「三・二・一―i j」キノリン―四―オン(別名ピロキロン)を含有する製剤
四十二	α―(二―ナフトキシ)プロピオンアニリド(別名ナプ ロアニリド)を含有する製剤
四十三	二―メチルチオ―四・六―ビス(エチルアミノ)―s― トリアジン(別名シメトリン)を含有する製剤
四十四	ブチル―二―(R)―二―「四―(四―シアノ―二―フルオ

―イル―エタンスルホナート(別名ベンフレセート)を含有す
る製剤

	ロフェノキシ)「フェノキシ」プロピオナート(別名シハロホツ ブチル)を含有する製剤
四十五	ニ―セコンダリーブチルフェニル―N―メチルカーバマ ート(別名BPMC)を含有する製剤
四十六	O―三―tert―ブチルフェニル 六―メトキシ―二 ―ピリジル(メチル)チオカルバマート(別名ピリブチカルブ ―)を含有する製剤
四十七	ニ―クロロ―一―六―ジエチル―N―(ブトキシメチ ル)アセトアニリド(別名ブタクロール)を含有する製剤
四十八	(RS)―二―ブromo―N―(α・α―ジメチルベンジ ル)―三―ジメチルブチルアミド(別名ブromoブチド)を 含有する製剤
四十九	S―ベンジル 一―二―ジメチルプロピル(エチル)チ オカルバマート(別名エスプロカルブ)を含有する製剤
五十	O・O―ジイソプロピル―二―(ベンゼンスルホンアミド ―)エチルジチオホスフェート(別名SAP又はベンスリド)を 含有する製剤
五十一	ニ―ベンゾチアゾール―二―イルオキシ―N―メチルア セトアニリド(別名メフェナセツト)を含有する製剤
五十二	メチル 三―クロロ―五―(四・六―ジメトキシピリミ ジン―二―イルカルバモイルスルファモイル)―一―メチルピ ラゾール―四―カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル ―)を含有する製剤
五十三	五―(二・四―ジクロロフェノキシ)―二―ニトロ安息 香酸メチル(別名ビフェノックス)を含有する製剤
五十四	メチル 二―(四・六―ジメトキシピリジン―二―イ ルオキシ)―六―(一―メトキシイミノエチル)ベンゾエート (別名ピリミノバックメチル)を含有する製剤
五十五	メチル α―(四・六―ジメトキシピリジン―二―イ ルカルバモイルスルファモイル)―o―トルアート(別名ベン スルフロンメチル)を含有する製剤

- 五十六 二―メチルチオ―四―エチルアミノ―六―(一・二―ジメチルプロピルアミノ)―s―トリアジン(別名ジメタメトリン)を含有する製剤
- 五十七 S―(二―メチル―一―ピペリジル―カルボニルメチル)―O・O―ジ―n―プロピルジチオホスフェート(別名ピペロホス)を含有する製剤
- 五十八 S―一―メチル―一―フェニルエチル||ピペリジン―一―カルボチオアート(別名ジメピペレート)を含有する製剤
- 五十九 メチル||N―(二―メトキシアセチル)―N―(二・六―キシリル)―DL―アラニナート(別名メタラキシル)を含有する製剤
- 六十 (E)―二―メトキシイミノ―N―メチル―二―(二―フェノキシフェニル)アセトアミド(別名メトミノストロビン)を含有する製剤
- 六十一 (RS)―七―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イルチオ)―三―メチル―二―ベンゾフラン―一―(三H)―オン(別名ピリフタリド)を含有する製剤
- 六十二 (RS)―二―(四―フルオロフェニル)―一―(一H―一・二・四―トリアゾール―一―イル)―三―トリメチルシリルプロパン―二―オール(別名シメコナゾール)を含有する製剤
- 六十三 三―クロロ―四・四―ジメチル―一・二・三―チアジアゾール―五―カルボキサニリド(別名チアジニル)を含有する製剤
- 六十四 五―tert―ブチル―三―(二・四―ジクロロ―五―イソプロポキシフェニル)―一・三・四―オキサジアゾール―二―(三H)―オン(別名オキサジアゾン)を含有する製剤
- 六十五 O・O―ジエチル―O―(三―オキソ―二―フェニル―二H―ピリダジン―六―イル)ホスホロチオエート(別名ピリダフェンチオン)を含有する製剤
- 六十六 N―トリクロロメチルチオテトラヒドロフタルイミド(

(削る)

付録（第二条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀ は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀ は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積

別名キヤプタン）を含有する製剤

六十七 (二) イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジ

エチルチオホスフェート（別名ダイアジノン）を含有する製剤

別表第二（第八条関係）

一 クロロピクリンを含有する製剤

二 臭化メチルを含有する製剤

付録（第二条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀ は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀ は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積

○農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令（昭和四十六年総理府・農林省令第二号）（共管整備省令第二条関係）

改正後	改正前
<p>農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令</p> <p>令</p> <p>(報告)</p> <p>第一条 農薬取締法（以下「法」という。）第二十九条第二項及び農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第四条第五項の規定による報告は、遅滞なく、報告を命じた場合にあつては第一号に掲げる事項を、農薬を集取した場合には第二号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあつては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>一 報告を命じた販売者又は農薬使用者（以下この条において「販売者等」という。）の氏名（法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名。以下この条において同じ。）及び住所並びに当該販売者等がした報告の内容</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(身分を示す証明書の様式)</p> <p>第二条 法第二十九条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による職員の証明書は、別記様式によるものとする。</p>	<p>農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令</p> <p>(報告)</p> <p>第一条 農薬取締法（以下「法」という。）第十三条第二項及び農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第四条第五項の規定による報告は、遅滞なく、報告を命じた場合にあつては第一号に掲げる事項を、農薬を集取した場合には第二号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあつては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>一 報告を命じた販売者又は農薬使用者（以下この条において「販売者等」という。）の氏名（法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名。以下この条において同じ。）及び住所並びに当該販売者等がした報告の内容</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(身分を示す証明書の様式)</p> <p>第二条 法第十三条第四項（法第十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による職員の証明書は、別記様式とする。</p>

様式
(表面)

第	号	年	月	日交付
農薬取締職員の証明書 発行者名 印				
写 真		官職 (職名)	氏名	
		生年月日	年 月 日	

(裏面)

農薬取締法（抜粋）

（報告及び検査）

第 29 条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 8 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条第 1 項、第 16 条、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 26 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 （略）

3 第 1 項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

4 第 1 項又は前項の場合において、第 1 項又は前項に掲げる者から要求があったときは、第 1 項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

5 第 1 項及び第 3 項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国内管理人に係る報告及び検査)

第 35 条 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第 29 条第 4 項及び第 5 項の規定は第 1 項の規定による立入検査について、第 30 条第 2 項から第 4 項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

(都道府県が処理する事務)

第 43 条 第 23 条及び第 31 条第 2 項の規定による農林水産大臣の権限並びに第 29 条第 1 項及び第 3 項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

四 第 29 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 30 条第 1 項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第 35 条第 1 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 1 大きさは、縦 11 センチメートル、横 15 センチメートルとする。

2 発行者は、農林水産大臣若しくは地方農政局長、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事とする。

○農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第一号）
 （共管整備省令第三条関係）

改正後	改正前
<p>農薬取締法（以下「法」という。）第二十四条ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>農薬取締法（以下「法」という。）第十一条ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合</p> <p>三・四 （略）</p>

○農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第二号）（共管整備省令第四条関係）

改正後	改正前
<p>農薬取締法第三条第一項の登録を要しない場合を定める省令</p> <p>農薬取締法第三条第一項ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令</p> <p>農薬取締法第二条第一項ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p>

○農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第四号）
（共管整備省令第五条関係）

改正後	改正前
<p>農薬取締法第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令</p> <p>農薬取締法（以下「法」という。）第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬は、次の各号に掲げるものとする。ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十七条第一項、第十八条第二項及び第二十九条第一項の規定による防除を行うために使用する農薬並びに同法第十条第一項に規定する輸入国がその輸入につき輸出の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者が当該輸入国の要求に應じるため当該植物及びその容器包装に使用する農薬を除く。</p> <p>一 現に法第三条第一項又は法第三十四条第一項の登録を受けている農薬</p> <p>二 法第三条第一項又は法第三十四条第一項の登録を受けていた農薬であって、容器又は包装に法第十六条（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による表示のあるもの（法第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）</p>	<p>農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令</p> <p>農薬取締法（以下「法」という。）第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬は、次の各号に掲げるものとする。ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十七条第一項、第十八条第二項及び第二十九条第一項の規定による防除を行うために使用する農薬並びに同法第十条第一項に規定する輸入国がその輸入につき輸出の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者が当該輸入国の要求に應じるため当該植物及びその容器包装に使用する農薬を除く。</p> <p>一 現に法第二条第一項又は法第十五条の二第一項の登録を受けている農薬</p> <p>二 法第二条第一項又は法第十五条の二第一項の登録を受けていた農薬であって、容器又は包装に法第七条（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による表示のあるもの（法第九条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第五条第一項の規定は、平成三十一年度以降に行う同項の規定による農薬使用計画書の提出について適用する。

（農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式（次項において「旧様式」という。）による職員の証明書は、同条の規定による改正後の農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。